

令和2年5月14日  
中部地方整備局

## 不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社新日  
業者の住所 : 愛知県名古屋市中川区山王1-8-28
- 指名停止措置期間 :  
令和2年5月14日から令和2年8月13日まで(3カ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要  
(株)新日は、令和2年3月19日開札の中部地方整備局発注「令和2年度単価契約愛知県内建設資材価格等調査業務」の一般競争入札(総合評価落札方式)において、令和2年3月26日落札決定予定者となった後に契約辞退を申し出て契約辞退に至った。  
辞退理由の事実確認を行ったところ、技術提案書に記載した実施体制における業務配置予定者等の見通しが立たず、当該業務の履行が困難となったものである。
- 指名停止措置理由  
(株)新日が、落札決定予定者となった後契約辞退を申し出たことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。  
よって、本件の指名停止期間は、3カ月とする。

## &lt;指名停止措置要領 別表第2&gt;

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な 行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約管理官 寺島 士朗  
契約課長補佐 野田 純大 電話番号(052)953-8138